

議案第18号

松阪市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定
について

松阪市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を次のよう
に制定する。

平成25年2月20日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において読み替えて準用する法第13条第2項の規定に基づき、市長が管理する準用河川（法第100条第1項に規定する準用河川をいう。以下単に「河川」という。）に係る河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に定めるところによる。

(堤防の構造の原則)

第3条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

2 前項の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防及び霞堤^{かすみ}について適用する。

3 堤防の構造の技術的基準は、規則で定める。

(床止めの構造の原則)

第4条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水的作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

3 床止めの構造の技術的基準は、規則で定める。

(堰の構造の原則)

第5条 堰^{せき}は、計画高水位以下の水位の流水的作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施

設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

3 堰の構造の技術的基準は、規則で定める。

(水門及び樋門の構造の原則)

第6条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

3 水門及び樋門の構造の技術的基準は、規則で定める。

(揚水機場及び排水機場の構造の原則)

第7条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 揚水機場及び排水機場の構造の技術的基準は、規則で定める。

(河川区域内に設ける橋台の構造の原則)

第8条 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

3 橋の構造の技術的基準は、規則で定める。

(伏せ越しの構造の原則)

第9条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

3 前2項の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

4 伏せ越しの構造の技術的基準は、規則で定める。

(適用除外)

第10条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

(1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等

(2) 臨時に設けられる河川管理施設等

(3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

(4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第 3 条から前条までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの
(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等（既に法第 26 条第 1 項の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物を含む。）が、この条例の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、当該規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、工事の着手（許可工作物にあっては、法第 26 条の許可）がこの条例の施行の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。